

平成30年 4月10日

野洲市立小・中学校保護者の皆様

野洲市教育委員会教育長 西村 健

学校における働き方改革の推進について（お願い）

平素は、本市の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨今、様々な職場における「働き方改革」について報道される中で、公立小中学校教職員の超過勤務が世界的に見ても著しいことが明らかになりました。本市が実施しました調査（昨年10月～12月）では、1ヶ月あたりの時間外勤務の平均が約50時間となっており、そのうち15%の教職員が80時間を超えています。

今年1月には、滋賀県教育委員会から「学校における働き方改革取組方針」が公表され、長時間労働の改善策が示されました。すでに各学校において働き方改革についての取組を進めているところではありますが、本市としても取組方針を定め、今年度より市全体で働き方改革を進めていきます。（その概要は裏面のとおりです。）この取組によって、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、子どもと教職員が共に元気で生きいきと活動できる学校を目指していきます。

保護者の皆様には、このことをご理解いただいたうえで、特に次の2点についてご協力くださいますようお願いいたします。

◆教職員の勤務時間について

教職員の勤務時間：午前8時15分～午後4時45分

（学校によって多少前後する場合があります。）

- （1）平日午後7時までの退勤をめざします。
- （2）学校への電話や訪問につきましては、早めの時刻にお願いいたします。遅くなる場合は、後日をお願いします。
- （3）緊急の場合は、市役所（TEL 587-1121）へ連絡をお願いします。必要に応じて学校から連絡させていただきます。

◆中学校の部活動について

- （1）原則として、週2日以上のお休みを設けます。（平日1日と土・日・祝日で1日）
- （2）部活動のない日の過ごし方について、ご家庭でもご指導ご支援をよろしくお願ひいたします。